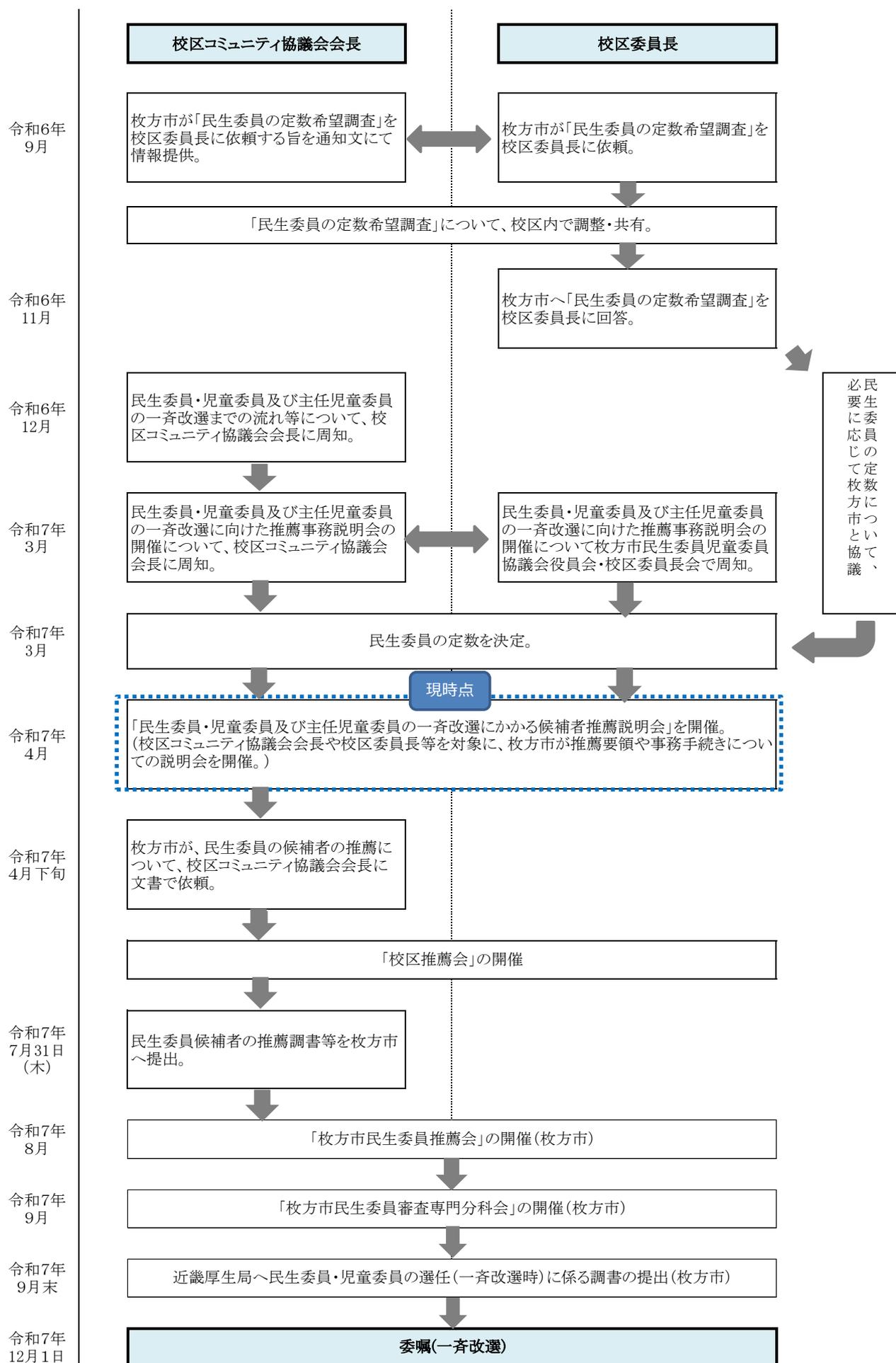


# 目次

	ページ数
資料1:民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選までの流れ(予定)……………	1 ページ
資料2-1:「校区推薦員名簿(様式第1号)」 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">見本</span> ……………	2 ページ
資料2-2:記入上の注意事項「校区推薦員名簿(様式第1号)」……………	3 ページ
資料3-1:「民生委員・児童委員候補者推薦調書(様式第2号)」 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">見本</span> ……………	4 ページ
資料3-2:記入上の注意事項「民生委員・児童委員候補者推薦調書」……………	6 ページ
資料4-1:「主任児童委員候補者推薦調書(様式第3号)」 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">見本</span> ……………	7 ページ
資料4-2:記入上の注意事項「主任児童委員候補者推薦調書」……………	9 ページ
資料5:確認書 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">見本</span> ……………	10 ページ
資料6:民生委員・児童委員候補者担当地区一覧 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">見本</span> ……………	11 ページ
資料7:2025年版 年齢早見表……………	12 ページ
資料8:一斉改選時の推薦・再任可否早見表……………	13 ページ
資料9:民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任について……………	14 ページ
資料10:民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任にあたっての留意事項……………	20 ページ
資料11:民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任・活動の支援について……………	26 ページ
資料12-1:枚方市民生委員・児童委員推薦要領……………	29 ページ
資料12-2:枚方市民生委員・児童委員推薦要領 新旧対照表……………	37 ページ
資料13:枚方市民生委員校区推薦会設置要項……………	39 ページ
資料14:関係法令抜粋(様式第2号、3号、確認書関係)……………	41 ページ



(様式第1号)

枚方市民生委員校区推薦会  
[ 大 阪 ] 校区推薦員名簿

	氏名	住 所	役 職 名	電 話
記入例	〇〇 〇〇	枚方市 大垣内町2-1-20	コミュニティ協議会 書記	072-841-1369
代表者	大阪 一郎	枚方市 ●●町▲▲番地	コミュニティ協議会 会長	***-***-****
推薦員	関西 二郎	枚方市 ●●町▲▲番地	コミュニティ協議会 副会長	***-***-****
	近畿 三郎	枚方市 ●●町▲▲番地	コミュニティ協議会 会計監査	***-***-****
	枚方 花子	枚方市 ●●町▲▲番地	●●町自治会長	***-***-****
	河内 菊子	枚方市 ●●町▲▲番地	校区福祉委員会 委員長	***-***-****
		枚方市		

※校区推薦員は代表者を含め、5名以上で署名してください。

※署名でない場合は、氏名の横に押印が必要です。

	氏名	住 所	役 職 名	電 話
相談役	民生 紀子	枚方市 ●●町▲▲番地	校区委員長	***-***-****

※校区推薦会の相談役は、枚方市民生委員児童委員協議会の各校区委員長になります。

上記のとおり報告します。

令和 ● 年 ▲ 月 ■ 日

枚方市民生委員推薦会委員長 様

( 大 阪 校区)

枚方市民生委員校区推薦会 代表者 氏名

ふりがな

おおさか いちろう  
大阪 一郎

# 記入上の注意事項

## 「枚方市民生委員校区推薦会推薦員名簿(様式第1号)」

小学校区名を記入してください。

(様式第1号)

[ 枚方市民生委員校区推薦会  
大阪 ] 校区推薦員名簿

	氏名	住 所	役 職 名	電 話	
記入例	〇〇 〇〇	枚方市 大垣内町2-1-20	コミュニティ協議会 書記	072-841-1369	
代表者	大阪 一郎	枚方市 ●●町▲▲番地	コミュニティ協議会 会長	*** - *** - ****	
推薦員	関西 二郎	枚方市 ●●町▲▲番地	コミュニティ協議会 副会長	*** - *** - ****	
	近畿 三郎	枚方市 ●●町▲▲番地	▲▲自治会会長	*** - *** - ****	
	枚方 花子	枚方市 ●●町▲▲番地	〇〇自治会会長	*** - *** - ****	
	河内 菊子	枚方市 ●●町▲▲番地	校区福祉委員会 会長	*** - *** - ****	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>校区推薦会代表者および推薦員の氏名、住所、役職名、電話番号を計5名以上記入してください。 (自署以外(代筆等)の場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。)</p> <p>民生委員・児童委員および主任児童委員(候補者を含む)が校区推薦会の委員になる場合、議事が自己の一身上にわたるときは、当該委員は退席いただく必要があるため、当該委員を除いた状態で5名以上の委員の出席が必要です。</p> </div>				
			枚方市		

校区委員長の氏名、住所、電話番号を記入してください。

校区委員長がやむを得ず校区推薦会に出席できなかった場合は、後日校区委員長に内容を共有いただいた上で、記入をお願いします(代筆可)。

※校区推薦員は代表者を含め、5名以上で署名してください。

※署名でない場合は、氏名の横に押印が必要です。

	氏名	住 所	役 職 名	電 話
相談役	民生 紀子	枚方市 ●●町▲▲番地	校区委員長	*** - *** - ****

※校区推薦会の相談役は、枚方市民生委員児童委員協議会の各校区委員長になりまして上記のとおり報告します。

様式第2号、3号、確認書の日付と同日またはそれ以降の日付を記入してください。

令和● 年 ▲ 月 ■ 日

枚方市民生委員推薦会委員長 様

( 大阪 校区)

校区推薦会代表者の氏名、ふりがなを記入してください。

自署以外(代筆等)の場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。

枚方市民生委員校区推薦会 代表者 氏名

おおさか いちろう  
大阪 一郎

見本

(様式第2号)

民生委員・児童委員候補者推薦調書

㊞

校区	大 阪 校区		整理番号	
ふりがな	きくた たろう		性別	生年月日 (委嘱日時点)
氏名	菊田 太郎		<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	昭利・平成 33 年 3 月 6 日 (満年齢 67 歳)
住所	〒573- 8666 枚方市 大垣内町2丁目1-20		(委嘱日時点での居住年数) <input checked="" type="checkbox"/> 5年以上 <input type="checkbox"/> 5年~1年 <input type="checkbox"/> 1年~3か月 <input type="checkbox"/> 3か月未満	
電話	( 090 - 1234 - 5678 )		※地域住民から、住まいの地区の担当民生委員について問合せがあった際に市民の方へお知らせします。	
メールアドレス	( kenkousoumu @ city.hirakata.osaka.jp )		※民生委員・児童委員専用ウェブサイトの使用にあたりメールアドレスの登録が必要です。	
職業	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業従事者 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )			
新任・再任 元職・委嘱換の別	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 再任 (一斉改選に伴い再度推薦される者) <input type="checkbox"/> 委嘱換 (主任児童委員→民生委員・児童委員等) <input checked="" type="checkbox"/> 元職 (以前、民生委員・児童委員または主任児童委員として活動していた者) ※過去の活動期間もご記入ください。 自 H28 年 12 月 1 日 ~ 至 R3 年 11 月 30 日 民生委員・児童委員 自 H25 年 4 月 1 日 ~ 至 H27 年 11 月 30 日 主任児童委員 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日			
地域における 活動実績 (※新任・元職のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 校区コミュニティ協議会活動 <input type="checkbox"/> 自治会活動 <input checked="" type="checkbox"/> PTA活動 <input type="checkbox"/> 校区福祉委員会活動 <input type="checkbox"/> 子ども会活動 <input checked="" type="checkbox"/> 青少年育成活動 <input type="checkbox"/> 活動実績無し <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地域の清掃ボランティア )			
候補者の人柄、 性格等 (※校区推薦員の 記載)	特に当てはまるものを下記から2つ程度お選びください。 (「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」における適格要件は裏面参照) <input type="checkbox"/> 責任感が強い <input type="checkbox"/> 親しみやすい <input checked="" type="checkbox"/> 地域愛がある <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉の活動に理解と熱意がある <input checked="" type="checkbox"/> 誰に対しても平等 <input type="checkbox"/> 信望がある <input type="checkbox"/> その他 ( )			
推薦基準を満たしていない民生委員・児童委員候補者についての校区推薦会の意見 (該当する場合のみ)				
<input checked="" type="checkbox"/> 職業が公務員である <input type="checkbox"/> 委嘱日時点での年齢要件 (75歳未満) を超えている (再任のみ)				
※推薦基準を満たしていない上記事項については、やむを得ない理由があること及び民生委員・児童委員としての活動が十分に期待できることを確認している。				確認済み <input checked="" type="checkbox"/>
民生委員・児童委員活動を行うにあたり、必要な配慮事項がある場合は、ご自由にご記載ください。				
(例) ・週3回午前中に仕事をしているため活動は休日や午後からが多くなりますが、早めに予定が分かれば調整できます。 ・親の介護をしており電話に出られない時があるので、急ぎの連絡は (●●●●●●●●●●●●●●●●) まで連絡ください。 ・子どもが15時頃に帰宅するため、研修や会議を早退することがあります。 等				
孫の習い事の送迎で、水曜日・土曜日の17時~20時頃は電話に出られないことがあります。 急ぎの場合は、留守番電話にメッセージを残してください。				

本候補者は「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」に規定される適格要件を満たしていることから、枚方市民生委員推薦会へ推薦するものです。

令和 ● 年 ▲ 月 ■ 日

( 大 阪 ) 校区 枚方市民生委員校区推薦会代表者

氏名 大阪 一郎

## 枚方市民生委員・児童委員推薦要領（抜粋）

### 第2 民生委員・児童委員の選任

#### 2 適格要件

民生委員・児童委員の適格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているが、法第1条、第2条、第11条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨を考慮すると、概ね次のとおりである。

#### (1) 民生委員・児童委員としての適格者

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意があり、責任感が強い者。
- イ 社会福祉及び民生委員・児童委員の仕事に十分な理解と熱意を有し、指導力及び実行力があり、長期間継続して積極的な活動が期待できる者。
- ウ 枚方市議会（以下「市議会」という。）の議員の選挙権をもち、担当予定地域に居住しており、その地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者。
- エ 児童委員として、児童福祉の増進に熱意があり、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
- オ 生活が安定しており、家族がいる場合は、家族の理解と協力が得られ、健康であって民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。

#### (2) 民生委員・児童委員としての不適格者

- ア 市議会の議員の選挙権を有しない者。（法第6条）
- イ 民生委員・児童委員としてふさわしくない非行のあった者。（法第11条第1項第3号）
- ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者。又は、その恐れのある者。（法第16条）
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

#### 3 年齢

今日の地域及び地域住民を取り巻く社会情勢が推移する中であって、民生委員・児童委員が地域住民の信頼を得、その期待に応えるためには、住民生活の実態に即応した柔軟な対応、機敏な行動力に加えて新しい時代感覚等が強く望まれていることから、選出に当たってはできる限り若がえりに努めるとともに、次の点に留意する。

#### (1) 選任に当たっては、75歳未満の者であること。

ただし、例外として次のいずれにも該当する場合に限り、現職民生委員に限り一期（3年）のみ75歳以上の者を再任することができる。なお、将来にわたって積極的な活動が行えるとともに、児童・子育ての問題についても、より積極的な活動が図られるようできる限り若返りに努めるとともに、例外については厳格な運用とする。

- ① 推薦するにあたって75歳未満の適任者がいない
- ② 本人の同意、意欲があり、かつ体力に不安がない
- ③ 推薦会等からの積極的な推薦がある
- ④ 枚方市民生委員児童委員協議会の役員に就任しない

#### (2) 年齢要件の計算時点は委嘱予定年月日現在とし、計算方法は、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法第50号）の規定による。

# 記入上の注意事項

## 「民生委員・児童委員候補者推薦調書(様式第2号)」

(様式第2号)

 変更点マーク  
これまでの様式から変更があった箇所です

【資料3-2】

### 民生委員・児童委員候補者推薦調書

校区	大阪 校区	整理番号	
ふりがな	きくた たろう	性別	生年月日(委嘱日時点)
氏名	菊田 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	<input checked="" type="radio"/> 昭和 平成 33年 3月 6日 (満年齢 67歳)
住所	〒573-8666 枚方市 大垣内町2丁目1-20		(委嘱日時点での居住年数) <input checked="" type="checkbox"/> 5年以上 <input type="checkbox"/> 5年~1年 <input type="checkbox"/> 1年~3か月 <input type="checkbox"/> 3か月未満
電話	( 090 - 1234 - 5678 )		※地域住民から、住まいの地区の担当民生委員について問合せがあった際に市民の方へお知らせします。
メールアドレス	( kenkousoumu @ city.hirakata.osaka.jp )		※民生委員・児童委員専用ウェブサイトの使用にあたりメールアドレスの登録が必要です。
職業	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業従事者 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )		
新任・再任 元職・委嘱換の別	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 再任(一斉改選に伴い再度推薦される者) <input type="checkbox"/> 委嘱換(主任児童委員→民生委員・児童委員等) <input checked="" type="checkbox"/> 元職(以前、民生委員・児童委員または主任児童委員として活動していた者) ※過去の活動期間もご記入ください。		
地域における 活動実績 (※新任・元職のみ)	自 H21年 12月 1日 ~ 至 R3年 11月 30日 民生委員・児童委員 自 H25年 4月 1日 ~ 至 H27年 11月 30日 主任児童委員 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日		
候補者の人柄、 性格等 (※校区推薦員の 記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 校区コミュニティ協議会活動 <input type="checkbox"/> 自治会活動 <input checked="" type="checkbox"/> PTA活動 <input type="checkbox"/> 校区福祉委員会活動 <input type="checkbox"/> 子ども会活動 <input checked="" type="checkbox"/> 青少年育成活動 <input type="checkbox"/> 活動実績無し <input checked="" type="checkbox"/> その他(地域の清掃ボランティア) 特に当てはまるものを下記から2つ程度お選びください。 (「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」における適格要件は裏面参照) <input type="checkbox"/> 責任感が強い <input type="checkbox"/> 親しみやすい <input checked="" type="checkbox"/> 地域愛がある <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉の活動に理解と熱意がある <input checked="" type="checkbox"/> 誰に対しても平等 <input type="checkbox"/> 信望がある <input type="checkbox"/> その他 ( )		
推薦基準を満たしていない民生委員・児童委員候補者についての校区推薦会の意見(該当する場合のみ)			
<input type="checkbox"/> 職業が公務員である <input type="checkbox"/> 委嘱日時点での年齢要件(75歳未満)を超えている(再任のみ)			確認済み
※推薦基準を満たしていない上記事項については、やむを得ない理由があること及び民生委員・児童委員としての活動が十分に期待できることを確認している。			<input type="checkbox"/>
民生委員・児童委員活動を行うにあたり、必要な配慮事項がある場合は、ご自由にご記載ください。			
(例) ・週3回午前中に仕事をしているため活動は休日や午後からが多くなりますが、早めに予定が分かれば調整できます。 ・親の介護をしており電話に出られない時があるので、急ぎの連絡は(●●●●●●●●●●●●)まで連絡ください。 ・子どもが15時頃に帰宅するため、研修や会議を早退することがあります。 等			
孫の習い事の送迎で、水曜日・土曜日の17時~20時頃は電話に出られないことがあります。 急ぎの場合は、留守番電話にメッセージを残してください。			

担当される小学校区名を記入してください。

委嘱日(令和7年12月1日)時点での年齢を記入してください。

 該当するものを選択してください。  
元職を選択した場合は、これまでの民生委員・児童委員もしくは主任児童委員としての経歴を記入してください。  
※経歴が複数ある場合は、すべての期間を記入してください。

委嘱日(令和7年12月1日)時点での居住期間を選択してください。

 メールアドレスを記入してください。  
※メールアドレスがない場合は、記入不要です。

 該当するものを選択してください。(新任・元職のみ)  
※過去の活動実績も含めて選択してください。

 チェック項目に記載されているような推薦基準を満たしていない方を候補者として推薦される場合には、やむを得ない理由があること及び民生委員活動に十分に期待できることを、校区推薦会にて確認の上、確認済みの欄に✓印を付けてください。  
※年齢要件については、欠員補充の場合、75歳以上の方を推薦することはできません。

 特に当てはまるものを2つ程度選択してください。  
※校区推薦員による記載となります。

 民生委員活動を行うにあたり、必要な配慮事項がある場合は、ご自由に記載ください。  
※とくにない場合は、記入不要です。

様式第1号の日付と同日またはそれ以前の日付を記入してください。

自署の場合は押印不要です。  
自署以外(代筆等)の場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。

本候補者は「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」に規定される適格要件を満たしていることから、枚方市民生委員推薦会へ推薦するものです。

令和 ● 年 ▲ 月 ■ 日  
( 大阪 ) 校区 枚方市民生委員校区推薦会代表者 氏名 大阪 一郎

(様式第3号)

## 主任児童委員候補者推薦調書

㊞

校区	大阪 校区	整理番号	
ふりがな	はな きくこ	性別	生年月日 (委嘱日時点)
氏名	花 菊子	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>	昭和・平成 55 年 3 月 6 日 (満年齢 45 歳)
住所	〒573-8666 枚方市 大垣内町2丁目1-20	(委嘱日時点での居住年数) <input checked="" type="checkbox"/> 5年以上 <input type="checkbox"/> 5年～1年 <input type="checkbox"/> 1年～3か月 <input type="checkbox"/> 3か月未満	
電話	( 090 - 1234 - 5678 ) ※地域住民から、住まいの地区の担当民生委員について問合せがあった際に市民の方へお知らせします。		
メールアドレス	( kenkousoumu @ city.hirakata.osaka.jp ) ※民生委員・児童委員専用ウェブサイトの使用にあたりメールアドレスの登録が必要です。		
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業従事者 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )		
新任・再任 元職・委嘱換の別	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 再任 (一斉改選に伴い再度推薦される者) <input type="checkbox"/> 委嘱換 (主任児童委員→民生委員・児童委員 等) <input checked="" type="checkbox"/> 元職 (以前、民生委員・児童委員または主任児童委員として活動していた者) ※過去の活動期間もご記入ください。 自 H28 年 12 月 1 日 ～ 至 R3 年 11 月 30 日 民生委員・児童委員 自 H25 年 4 月 1 日 ～ 至 H27 年 11 月 30 日 主任児童委員		
地域における 活動実績 (※新任・元職のみ)	<input type="checkbox"/> 校区コミュニティ協議会活動 <input type="checkbox"/> 自治会活動 <input checked="" type="checkbox"/> PTA活動 <input type="checkbox"/> 校区福祉委員会活動 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども会活動 <input type="checkbox"/> 青少年育成活動 <input type="checkbox"/> 活動実績無し <input type="checkbox"/> その他 ( )		
児童福祉関係等の 経験 (資格)	経験 (ある場合は活動期間も) ・資格があるものをお選びください。 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設等の施設長 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設等の児童指導員 <input type="checkbox"/> 里親 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉施設等の保育士 <input type="checkbox"/> 保健師資格 <input type="checkbox"/> 助産師資格 <input type="checkbox"/> 看護師資格 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 経験・資格なし <input type="checkbox"/> その他 ( ) 自 H15 年 4 月 1 日 ～ 至 H23 年 3 月 31 日		
候補者の人柄、 性格等 (※校区推薦員の 記載)	特に当てはまるものを下記から2つ程度お選びください。 (「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」における適格要件は裏面参照) <input type="checkbox"/> 責任感が強い <input checked="" type="checkbox"/> 親しみやすい <input type="checkbox"/> 地域愛がある <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉の活動に理解と熱意がある <input type="checkbox"/> 誰に対しても平等 <input type="checkbox"/> 信望がある <input type="checkbox"/> その他 ( )		
推薦基準を満たしていない主任児童委員についての校区推薦会の意見 (該当する場合のみ)			
<input type="checkbox"/> 職業が公務員である <input type="checkbox"/> 委嘱日時点での年齢要件 (65歳未満) を超えている <input type="checkbox"/> 児童福祉関係等の経験・資格がない			
※推薦基準を満たしていない上記事項については、やむを得ない理由があること及び主任児童委員としての活動が十分に期待できることを確認している。			確認済み <input type="checkbox"/>
主任児童委員活動を行うにあたり、必要な配慮事項がある場合は、ご自由にご記載ください。			
(例) ・週3回午前中に仕事をしているため活動は休日や午後からが多くなりますが、早めに予定が分かれば調整できます。 ・親の介護をしており電話に出られない時があるので、急ぎの連絡は(●●●●●●●●●●●●●●●●)まで連絡ください。 ・子どもが15時頃に帰宅するため、研修や会議を早退することがあります。 等			
孫の習い事の送迎で、水曜日・土曜日の17時～20時頃は電話に出られないことがあります。 急ぎの場合は、留守番電話にメッセージを残してください。			

本候補者は「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」に規定される適格要件を満たしていることから、枚方市民生委員推薦会へ推薦するものです。

令和 ● 年 ▲ 月 ■ 日

( 大阪 ) 校区 枚方市民生委員校区推薦会代表者

氏名 大阪 一郎

## 枚方市民生委員・児童委員推薦要領（抜粋）

### 第7 主任児童委員の選任

#### 1 適格要件

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員として委嘱されることから、選任に当たっては、「第2 民生委員・児童委員の選任」によるほか、次の事項に十分留意のうえ、主任児童委員としての適任者を選任するものとする。

- (1) 児童委員と一体となった活動の展開を図ることから、社会福祉、特に児童福祉及び主任児童委員の職務について、十分な理解と熱意を有するとともに、地域の実情に通じ、次に例示するような専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選任する。
  - ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員、若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験のある者
  - イ 学校等の教員の経験を有する者
  - ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
  - エ 子ども会活動、青少年（育成）指導員活動、少年スポーツ活動、少年補導員活動、PTA活動、校区福祉委員会等で児童福祉に関する活動、その他の児童健全育成活動の実績を有する者
- (2) 原則として65歳未満の者を選任するものとする。  
なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なことから、本要領「第2 民生委員・児童委員の選任 3 年齢」の規定に留意し、主任児童委員にふさわしい者の選任に努める。

#### 2 年齢

- (1) 原則として65歳未満の者を選任する。  
ただし、例外として、本要領「第2 民生委員・児童委員の選任 3 年齢」の規定に留意し、75歳未満の者を選任することができる。なお、例外については厳格な運用とする。

## 【参考】

### 第2 民生委員・児童委員の選任

#### 2 適格要件

民生委員・児童委員の適格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているが、法第1条、第2条、第11条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨を考慮すると、概ね次のとおりである。

- (1) 民生委員・児童委員としての適格者
  - ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意があり、責任感が強い者。
  - イ 社会福祉及び民生委員・児童委員の仕事に十分な理解と熱意を有し、指導力及び実行力があり、長期間継続して積極的な活動が期待できる者。
  - ウ 枚方市議会（以下「市議会」という。）の議員の選挙権をもち、担当予定地域に居住しており、その地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者。
  - エ 児童委員として、児童福祉の増進に熱意があり、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
  - オ 生活が安定しており、家族がいる場合は、家族の理解と協力が得られ、健康であって民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。
- (2) 民生委員・児童委員としての不適格者
  - ア 市議会の議員の選挙権を有しない者。（法第6条）
  - イ 民生委員・児童委員としてふさわしくない非行のあった者。（法第11条第1項第3号）
  - ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者。又は、その恐れのある者。（法第16条）
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

#### 3 年齢

今日の地域及び地域住民を取り巻く社会情勢が推移する中であって、民生委員・児童委員が地域住民の信頼を得、その期待に応えるためには、住民生活の実態に即応した柔軟な対応、機敏な行動力に加えて新しい時代感覚等が強く望まれていることから、選出に当たってはできる限り若さがえりに努めるとともに、次の点に留意する。

- (1) 選任に当たっては、75歳未満の者であること。  
ただし、例外として次のいずれにも該当する場合に限り、現職民生委員に限り一期（3年）のみ75歳以上の者を再任することができる。なお、将来にわたって積極的な活動が行えるとともに、児童・子育ての問題についても、より積極的な活動が図られるようできる限り若返りに努めるとともに、例外については厳格な運用とする。
  - ① 推薦するにあたって75歳未満の適任者がいない
  - ② 本人の同意、意欲があり、かつ体力に不安がない
  - ③ 推薦会等からの積極的な推薦がある
  - ④ 枚方市民生委員児童委員協議会の役員に就任しない
- (2) 年齢要件の計算時点は委嘱予定年月日現在とし、計算方法は、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法第50号）の規定による。

# 記入上の注意事項

## 「主任児童委員候補者推薦調書(様式第3号)」

(様式第3号)

### 主任児童委員候補者推薦調書

**変更点マーク**  
 これまでの様式から変更があった箇所です

【資料4-2】

担当される小学校区名を記入してください。

校区	大阪	校区	整理番号
ふりがな	はな きくこ	性別	生年月日(委嘱日時点)
氏名	花 菊子	男・女	昭和 平成 55年 3月 6日 (満年齢 45歳)
住所	〒573-8666 枚方市 大垣内町2丁目1-20		(委嘱日時点での居住年数) <input checked="" type="checkbox"/> 5年以上 <input type="checkbox"/> 5年～1年 <input type="checkbox"/> 1年～3か月 <input type="checkbox"/> 3か月未満
電話	( 090 - 1234 - 5678 ) ※地域住民から、住まいの地区の担当主任児童委員について問合せがあった際に、市民の方へお知らせします。		
メールアドレス	( kenkousoumu @ city.hirakata.osaka.jp ) ※民生委員・児童委員専用ウェブサイトの使用にあたりメールアドレスの登録が必要です。		
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業従事者 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )		
新任・再任 元職・委嘱換の別	<input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 再任(一斉改選に伴い再度推薦される者) <input type="checkbox"/> 委嘱換(主任児童委員→民生委員・児童委員等) <input checked="" type="checkbox"/> 元職(以前、民生委員・児童委員または主任児童委員として活動していた者) ※過去の活動期間もご記入ください。 自 H21年 12月 1日 ~ 至 R3年 11月 30日 民生委員・児童委員 自 H25年 4月 1日 ~ 至 H27年 11月 30日 主任児童委員		
地域における 活動実績 (※新任・元職のみ)	<input type="checkbox"/> 校区コミュニティ協議会活動 <input type="checkbox"/> 自治会活動 <input checked="" type="checkbox"/> PTA活動 <input type="checkbox"/> 校区福祉委員会活動 <input checked="" type="checkbox"/> 子ども会活動 <input type="checkbox"/> 青少年育成活動 <input type="checkbox"/> 活動実績無し <input checked="" type="checkbox"/> その他(地域の清掃ボランティア)		
児童福祉関係等の 経験(資格)	経験(ある場合は活動期間も)・資格があるものをお選びください。 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設等の施設長 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設等の児童指導員 <input type="checkbox"/> 里親 <input type="checkbox"/> 教員 <input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉施設等の保育士 <input type="checkbox"/> 保健師資格 <input type="checkbox"/> 助産師資格 <input type="checkbox"/> 看護師資格 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 経験・資格なし <input type="checkbox"/> その他( ) 自 H15年 4月 1日 ~ 至 H23年 4月 31日		
候補者の人柄、 性格等 (※校区推薦員の 記載)	特に当てはまるものを下記から2つ程度お選びください。 (「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」における適格要件は裏面参照) <input type="checkbox"/> 責任感が強い <input checked="" type="checkbox"/> 親しみやすい <input type="checkbox"/> 地域愛がある <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉の活動に理解と熱意がある <input type="checkbox"/> 誰に対しても平等 <input type="checkbox"/> 信望がある <input type="checkbox"/> その他( )		

委嘱日(令和7年12月1日)時点での年齢を記入してください。

委嘱日(令和7年12月1日)時点での居住期間を選択してください。

**!**  
 該当するものを選択してください。  
 元職を選択した場合は、これまでの民生委員・児童委員もしくは主任児童委員としての経歴等を記入してください。  
 ※経歴が複数ある場合は、すべての期間を記入してください。

**!**  
 メールアドレスを記入してください。  
 メールアドレスがない場合は記入不要です。

**!**  
 特に当てはまるものを2つ程度選択してください。(新任・元職のみ)  
 ※過去の活動実績も含めて選択してください。

**!**  
 チェック項目に記載されているような推薦基準を満たしていない方を候補者として推薦される場合には、やむを得ない理由があること及び民生委員活動に十分に期待できることを、校区推薦会にて確認の上、確認済みの欄に✓印を付けてください。  
 ※年齢要件については、欠員補充の場合、75歳以上の方を推薦することはできません。

**!**  
 特に当てはまるものを2つ程度選択してください。  
 ※校区推薦員による記載となります。

**!**  
 民生委員活動を行うにあたり、必要な配慮事項がある場合は、ご自由に記載ください。  
 ※とくにない場合は、記入不要です。

様式第1号の日付と同日またはそれ以前の日付を記入してください。

自署の場合は押印不要です。  
 自署以外(代筆等)の場合は、氏名の横に押印をお願いいたします。

推薦基準を満たしていない主任児童委員についての校区推薦会の意見(該当する場合のみ)

職業が公務員である     委嘱日時点での年齢要件(65歳未満)を超えている     児童福祉関係等の経験・資格がない

※推薦基準を満たしていない上記事項については、やむを得ない理由があること及び主任児童委員としての活動が十分に期待できることを確認している。

確認済み

主任児童委員活動を行うにあたり、必要な配慮事項がある場合は、ご自由にご記載ください。

(例) ・週3回午前中に仕事をしているため活動は休日や午後からが多くなりますが、早めに予定が分かれば調整できます。  
 ・親の介護をしており電話に出られない時があるので、急ぎの連絡は(●●●●●●●●●●)まで連絡ください。  
 ・子どもが15時頃に帰宅するため、研修や会議を早退することがあります。 等

孫の習い事の送迎で、水曜日・土曜日の17時～20時頃は電話に出られないことがあります。  
 急ぎの場合は、留守番電話にメッセージを残してください。

本候補者は「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」に規定される適格要件を満たしていることから、枚方市民生委員推薦会へ推薦するものです。

令和 ● 年 ▲ 月 ■ 日  
 ( 大阪 ) 校区 枚方市民生委員校区推薦会代表者 氏名 大阪 一郎

## 確認書

枚方市長

私は、民生委員に推薦されるにあたり、民生委員法及び民生委員信条の趣旨に則り、地域住民の信頼を得て、必要な相談や援助に努めるなど、職務を適正に遂行します。

また、枚方市民生委員・児童委員推薦要領 2. 適格要件 (2) 民生委員・児童委員の不適格者（下部参照）に該当する者ではありません。

本書の提出後、上記に反することとなった場合には、直ちに民生委員を辞職又は推薦辞退します。

令和 ● 年 ▲ 月 ■ 日

住所 枚方市大垣内町2丁目1-20

必ず候補者の自署でお願いいたします。

氏名（自署） 菊田 太郎

### 枚方市民生委員・児童委員推薦要領（抜粋）

#### 第2 民生委員・児童委員の選任

##### 2 適格要件

##### (2) 民生委員・児童委員としての不適格者

ア 市議会の議員の選挙権を有しない者。(法第6条)

イ 民生委員・児童委員としてふさわしくない非行のあった者。(法第11条第1項第3号)

ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者。又は、その恐れのある者。(法第16条)

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

【資料6】

民生委員・児童委員候補者担当地区一覧(見本)

今回推薦する候補者が担当する担当地区に、候補者氏名をご記入ください。(候補者が欠員の場合は記入不要)

校区名	担当地区	現任者氏名	⇒	候補者氏名
例	大垣内町1丁目～2丁目	大阪 花子	⇒	枚方 太郎
枚方	枚方元町●番▲号	大阪 太郎	⇒	大阪 太郎
	伊加賀南町●●番	大阪 次郎	⇒	近畿 三郎
	枚方元町(●番)▲番～■番	枚方 花子	⇒	枚方 花子
	菊丘町●番～●番	枚方 太郎	⇒	北河内 花子
	桜町●番～●番	(代)枚方 太郎	⇒	
	桜町●番～●番	北河内 一郎	⇒	北河内 一郎

担当地域を修正する場合は、修正箇所を二重線の上、空いている箇所に記入してください。

担当地域ごとに候補者指名を記入してください。  
 ※候補者を選出できない担当地域がある場合は、記入不要です。

## 2025年版 年齢早見表

【新任の場合、基準日(令和7年12月1日)時点で  
民生委員・児童委員は75歳未満、主任児童委員は65歳未満】

年齢	西暦	和暦	年齢	西暦	和暦	年齢	西暦	和暦
40歳	1985	昭和 60	53歳	1972	昭和 47	66歳	1959	昭和 34
41歳	1984	昭和 59	54歳	1971	昭和 46	67歳	1958	昭和 33
42歳	1983	昭和 58	55歳	1970	昭和 45	68歳	1957	昭和 32
43歳	1982	昭和 57	56歳	1969	昭和 44	69歳	1956	昭和 31
44歳	1981	昭和 56	57歳	1968	昭和 43	70歳	1955	昭和 30
45歳	1980	昭和 55	58歳	1967	昭和 42	71歳	1954	昭和 29
46歳	1979	昭和 54	59歳	1966	昭和 41	72歳	1953	昭和 28
47歳	1978	昭和 53	60歳	1965	昭和 40	73歳	1952	昭和 27
48歳	1977	昭和 52	61歳	1964	昭和 39	74歳	1951	昭和 26
49歳	1976	昭和 51	62歳	1963	昭和 38	<b>75歳</b>	<b>1950</b>	<b>昭和 25</b>
50歳	1975	昭和 50	63歳	1962	昭和 37	76歳	1949	昭和 24
51歳	1974	昭和 49	64歳	1961	昭和 36	77歳	1948	昭和 23
52歳	1973	昭和 48	<b>65歳</b>	<b>1960</b>	<b>昭和 35</b>	78歳	1947	昭和 22

※年齢は誕生日以降の満年齢(誕生日を迎えていない場合は-1歳)

## 一斉改選時の推薦・再任可否早見表

種別	新任／再任	生年月日	基準日 (R7.12.1) 時点の年齢※	新任・再任の可否
民生委員・児童委員	新任	S25.12.3 生 (以降)	74 歳	委嘱日 R7.12.1 時点で 74 歳のため、 <b>推薦可能</b>
		S25.12.2 生	75 歳	委嘱日 R7.12.1 時点で 75 歳のため、 <b>推薦不可</b>
	再任	S22.12.3 生 (以降)	77 歳	前回一斉改選時(委嘱日 R4.12.01 時点)は 74 歳のため、 今回一斉改選時(R7.12.1 時)は、 <b>再任可能</b>
		S22.12.2 生	78 歳	前回一斉改選時(委嘱日 R4.12.01 時点)は 75 歳のため、 今回一斉改選時(R7.12.1 時)は <b>再任不可</b>
主任児童委員	新任・再任	S25.12.3 生 (以降)	74 歳	委嘱日 R7.12.01 時点で 74 歳のため、 <b>推薦可能(理由の確認をいただいた上で、別途理由書の提出は不要)</b>
		S25.12.2 生	75 歳	委嘱日 R7.12.01 時点で 75 歳のため、 <b>推薦不可</b>
				主任児童委員の年齢要件は、原則として <b>65 歳未満の者</b>

※ 基準日時点の年齢は、「年齢計算ニ関スル法律」で準用する「民法第百四十三条(暦による期間の計算)」における、「週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応ずる日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応ずる日がないときは、その月の末日に満了する。」を用いて計算。

## 民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任について

### 民生委員・児童委員の基本姿勢

#### ①社会奉仕の精神

社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

#### ②基本的人権の尊重

個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。

#### ③政党・政治目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党または政治目的のために利用してはなりません。

### 民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

#### ① 社会調査のはたらき

生活実態や福祉需要の把握に努めます。

#### ② 相談のはたらき

生活上のさまざまな相談に応じます。

#### ③ 情報提供のはたらき

介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。

#### ④ 連絡通報のはたらき

関係機関との間に立って連絡役を果たします。

#### ⑤ 調整のはたらき

必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。

#### ⑥ 生活支援のはたらき

快適な生活ができるよう生活支援活動をします。

#### ⑦ 意見具申のはたらき

生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。



## 【民生委員・児童委員の選任について】

### 1. 選任に当たっての基本方針

民生委員・児童委員の活動は、人権の尊重を基本としながら、社会福祉についての理解と関心を深めるとともに、住民参加による地域福祉の推進を図ること、また、福祉と保健・医療の連携を図ることが重要な課題となっています。これらの問題について十分な理解と関心を有し、かつ、積極的な活動ができる者を選任するよう努めてください。また、日頃から地域住民の相談・支援活動を行う民生委員・児童委員は、その活動の中で地域住民の個人情報に接することになることから、個人情報の取り扱いや、その保護に関し高い意識が求められます。これらを考慮し、人権感覚豊かな者の選任に特に留意してください。

#### ●民生委員・児童委員の再任の場合

次に掲げる活動実績、及び将来にわたって積極的な活動が期待できるかどうかを検討してください。

- ア 低所得者の実態把握と援助活動（福祉票の整備状況、生活援助活動実施状況、貸付制度に対する協力状況等）
- イ 高齢者世帯、母子・父子世帯等の実態把握と援助活動
- ウ 障害者世帯の実態把握と援助活動
- エ 児童委員としての活動（児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会（虐待防止ネットワークを含む。）への参画状況等）
- オ 各種報告の提出（民生委員・児童委員活動記録等）
- カ 枚方市民生委員児童委員協議会その他関係諸会合への出席
- キ 小地域見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力
- ク 福祉事務所、その他関係機関の業務に対する協力
- ケ 災害時等の要援護者援助活動
- コ 共同募金、歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力
- サ 地域福祉のネットワークづくりに対する参加協力
- シ ボランティア活動振興のための活動

### ●民生委員・児童委員の新任の場合

社会福祉に対する理解と熱意があり、地域実情に通じ、民生委員・児童委員として積極的な活動が期待できる者を選出してください。過去に地域における活動歴がある方が望ましいです。



## 2. 民生委員・児童委員の適格要件

### ●民生委員・児童委員としての適格者

- ア 社会奉仕の精神に富み、責任感が強い者
- イ 社会福祉の増進に対する理解と熱意を有し、指導力及び実行力があり、長期間継続して積極的な活動が期待できる者
- ウ 枚方市議会議員の選挙権をもち、地域の実情に精通し、地域住民の信望がある者
- エ 児童福祉の増進に対する熱意を有し、児童から親しみをもたれる者
- オ 生活が安定しており、家族がいる場合は、家族の理解と協力が得られ、健康であって民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者

### ●民生委員・児童委員としての不適格者

- ア 枚方市議会の議員の選挙権を有しない者（民生委員法第6条）
- イ 民生委員・児童委員としてふさわしくない非行のあった者（民生委員法第11条第1項第3号）
- ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者、または、その恐れのある者（民生委員法第16条）
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

### 3. 年齢

民生委員・児童委員には、住民生活の実態に即応した柔軟な対応、機敏な行動力に加えて新しい時代感覚等が強く望まれています。児童・子育ての問題についても、より積極的な活動が図られるよう、選出に当たってはできる限り若がえりに努めてください。

●令和7年(2025年)12月1日現在で75歳未満の者

→ 昭和25年(1950年)12月3日以降の出生者

### 4. 選任に当たっての留意事項

- (1) 機械的、便宜的に選任しないでください。
- (2) 議会の議員は原則として避けてください。
- (3) 公務員は原則として避けてください。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合には、校区推薦会にて確認の上、民生委員・児童委員活動に支障がない者を選任してください。
- (4) 従事している職業が、社会福祉の推進にふさわしくないとと思われる者は原則として避けてください。
- (5) 職業その他従事している事業が多忙である者、留守がちな者は原則として避けてください。
- (6) 傷病のため民生委員・児童委員として職務を遂行することが困難な者は避けてください。
- (7) 元民生委員・児童委員であった者の選任に当たっては、前任期の解嘱理由が解消していることを確認してください。

## 【主任児童委員の選任について】

### 1. 選任に当たっての基本方針

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員として委嘱されることから、選任に当たっては、前述の「民生委員・児童委員の選任について」によるほか、次の事項に十分留意のうえ、主任児童委員としての適任者を選任してください。

### 2. 主任児童委員の適格要件

#### ●主任児童委員としての適格者

地域においては、児童委員と一体となった活動の展開を図ることになります。社会福祉、特に児童福祉及び児童委員の職務について、十分な理解と熱意を有するとともに、地域の実情に通じ、以下に例示するような専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選任してください。

- ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員、若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験のある者
- イ 学校等の教員の経験を有する者
- ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- エ 子ども会活動、青少年（育成）指導員活動、少年スポーツ活動、少年補導活動等の児童健全育成活動の実績を有する者

### 3. 年齢

#### ●原則として、令和7年(2025年)12月1日現在で65歳未満の者

→ 原則として、昭和35年(1960年)12月3日以降の出生者

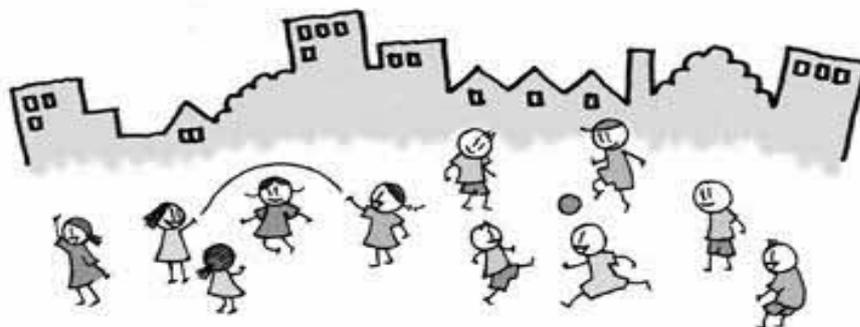
## ●例外

「民生委員の選任について」の「3. 年齢」の規定に留意し、75歳未満の者を選任することができます。

※選任にあたっては、校区推薦会にて確認してください。

### 4. 選任にあたっての留意事項

- (1) 主任児童委員は、児童福祉関係機関と児童委員との連絡・調整や児童委員活動に対する援助・協力業務など、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉分野を中心に活動し、子育て家庭や児童の身近な存在であることが求められています。多様な家庭状況の理解のもとに、柔軟な対応や機敏な行動力に加えて新しい時代感覚を有し、活発な活動が期待できる若年層委員の選任に努めてください。
- (2) 地域における児童健全育成活動や母子保健活動の推進など、これらの問題に理解と関心を有する人材の積極的な選任に努めてください。
- (3) 児童の健全育成に関する専門的知識を習得し、地域において積極的に活動している者の選任についても配慮してください。
- (4) 原則として、現職の民生委員・児童委員以外の者から選任してください。ただし、やむを得ない理由により、現職の民生委員・児童委員の中から委嘱換えする場合は、主任児童委員の選任基準に適合する者を選任してください。なお、委嘱換えに伴い、地区を担当する民生委員・児童委員が欠員の状態とならないよう留意してください。
- (5) 現職の教員等公務員は、原則として避けてください。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合は、校区推薦会にて確認の上、主任児童委員活動に支障がない者を選任してください。



## 民生委員・児童委員及び主任児童委員の 選任にあたっての留意事項

令和7年4月現在

### 1. 候補者の年齢要件について

問1：候補者について、民生委員・児童委員の場合は75歳未満、主任児童委員の場合は原則65歳未満となっているが、いつの時点を指すのか。

答：いずれも、委嘱日時点での年齢で考えます。

**令和7年（2025年）12月1日付で委嘱する場合**、年齢要件は次のとおりです。

	対象者
民生委員・児童委員	昭和25（1950）年12月3日以降の出生者
主任児童委員	昭和35（1960）年12月3日以降の出生者

※ 年齢の計算にあたっては、『年齢計算ニ関スル法律（明35法50）』により「行うこと」とされています。

⇒ 出生日より起算し、起算日の前日の24時をもって加齢すると解釈されており、例えば、4月2日に出生した者については、前日の4月1日（委嘱日）の24時に満年齢を迎えることとなります。

問2：① 75歳以上の候補者を民生委員・児童委員として推薦することはできないのか。  
② 主任児童委員は、必ず65歳未満でなければならないのか。

答①：欠員補充の場合、推薦することはできません。

なお、一斉改選の場合には“例外”で再任に限り、一期（3年）のみ75歳以上の候補者を推薦することが可能です。

②：原則は65歳未満ですが、65歳以上75歳未満の方について校区推薦会において適任であると了承された候補者であれば、推薦することができます。

＜※ 次ページに一覧表でまとめています。＞

○ 年齢要件で見た推薦可否一覧

委嘱日時点での満年齢	民生委員・児童委員	主任児童委員
65歳未満	○	○
65歳～75歳未満	○	△ ※校区推薦会で適任であると 了承された場合は、推薦可
75歳以上	△ ※一斉改選時の再任に限り 一期（3年）のみ推薦可	×

## 2. 推薦に必要な書類について

問1：「校区推薦会推薦員名簿」は、何名以上の記入が必要なのか。

答：校区推薦会代表者および推薦員をあわせて5名以上の記入が必要です。

また、民生委員・児童委員および主任児童委員（候補者を含む）が校区推薦会の委員になる場合、議事が自己の一身上にわたるときは、当該委員は退席いただく必要があります。その際は、当該委員を除いた状態で5名以上の委員の出席が必要です。

なお、枚方市校区推薦会設置要項により、校区推薦会は、校区委員長に対し、民生委員・児童委員活動についての助言を得るため、相談役として会議への出席を求めるものとしておりますので、「相談役」の欄には校区委員長の氏名等をご記入ください。（やむを得ず出席できなかった場合は、後日校区委員長に内容を共有いただいた上で、記名（代筆可）をお願いします）

問2：「校区推薦会推薦員名簿」の記入は、各推薦員の自署での記入が必要か。

答：自署・代筆は問いません。ただし、代筆される場合は、各推薦員の氏名の横に押印いただきますようお願いいたします。

問3：校区推薦会の代表は、校区コミュニティ協議会会長でなければならないのか。

答：『枚方市民生委員校区推薦会設置要項』より、校区推薦会の代表は、校区推薦員のうち互選により校区推薦会代表者を決定するもの、となっておりますので、必ずしも校区コミュニティ協議会会長が校区推薦会の代表を務めていただく必要はありません。

問4：推薦調書の記入は、候補者の自署での記入が必要か。

答：自署・代筆は問いません。ただし、代筆される場合は、候補者に調書の内容確認を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

問5：「確認書」は、候補者全員の提出が必要なのか。

答：候補者が『枚方市民生委員・児童委員推薦要領 2. 適格要件 (2) 民生委員・児童委員』にある、不適格者でないことを確認させていただくためのものなので、候補者全員からの提出を求めているところです。

問6：「確認書」は、候補者の自署での記入が必要なのか。

答：候補者本人にも民生委員・児童委員の不適格者でないことを確認していただく必要から、候補者の自署での記入をお願いいたします。

問7：推薦調書への記載を誤ったが、どのように修正すればよいか。

答：修正する場合は、修正箇所を二重線の上、空いている箇所に加筆ください。(※訂正印は不要です。)

電話	( 090 - 1234 - <del>78</del> 5678 ) ※地域住民から、住まいの地区の担当民生委員について問合せがあった際には市民の方へお知らせします。
メールアドレス	( minsei.shunin @ gmail.com ) ※民生委員・児童委員専用ウェブサイトの使用にあたりメールアドレスの
職業	<input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 社会福祉事業従事者 <input type="checkbox"/> 会社員 <input checked="" type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )

訂正例  
※訂正印は不要です。

### 3. 民生委員・児童委員の活動について

問1：民生委員・児童委員は主にどのような活動をしているのか。

答：地域住民からの相談を受け、安否確認や見守り等の支援を行い、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように、情報提供や関係機関に連絡します。その他にも、委員同士の情報交換を行う会議や、必要な知識やスキルを学ぶための研修にも参加しています。

問2：民生委員・児童委員 1人あたりが受け持つ世帯数はどれくらいか。

答：本市内の全世帯数から単純に計算すると、令和7年（2025年）4月時点では1人平均で約375世帯となりますが、その中でも、特に関わりの必要なひとり暮らし高齢者や子育て世帯などへの見守り活動や相談対応を行っていただくこととなります。なお、国が設ける基準（厚生労働省通知「民生委員・児童委員の定数基準について」）によると、中核市では170～360世帯が目安となっており、その他の自治体でも、本市と同程度の担当世帯数であると伺っています。

問3：民生委員・児童委員（主任児童委員）になると、仕事や用事などで、会議や研修、その他行事に参加できないことがあってもいいのか。

答：各地区で月1回開催される地区委員会は、民生委員活動をスムーズに行っていただくための情報伝達や意見交換の場になっていますので、出来る限りご出席いただくようお願いしています。その他の会議や研修については、校区委員長にご相談ください。また、小・中学校から入学式等への出席を依頼されるなど、様々なケースが考えられますので、出席が難しい場合などは、依頼先と個別にご相談いただければと存じます。

問4：民生委員・児童委員（主任児童委員）になると、「校区福祉委員会」の活動に必ず関わることになるのか。

答：「校区福祉委員会」とは、社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会（以下「社協」と言います。）の内部組織として、社協とともに「福祉のまちづくり」を進める目的で小学校区ごとに設けられた、住民主体のボランティア組織です。

「民生委員法」や「児童委員法」には、民生委員・児童委員（主任児童委員）が校区福祉委員会の活動を行うことについての規定はありません。一方で、日ごろの見守り活動等に役立てることや地域の方々との関係づくりの一環として、校区福祉委員会活

動に関わるケースもあります。民生委員・児童委員として、ご自身の活動への影響、また校区内の実情に応じてその役割を考慮して判断することとなります。

問5：民生委員・児童委員の活動のことについて理解してもらいやすいよう、候補者となる人に紹介できる情報などはないか。

答：民生委員・児童委員の主な活動などについて紹介しているチラシの他には、厚生労働省や本市、また枚方市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」と言います。）の事務局を務める社協のホームページにも、民生委員に関する情報を掲載しておりますので、ご活用いただければ幸いです。

#### 4. 公務員などを推薦することについて

問1：公務員と民生委員・児童委員（主任児童委員）の兼職が望ましくないのはなぜか。

答：公務員には「職務専念義務」が課されており（国家公務員法第101条第1項、地方公務員法第35条に規定あり）、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動が十分にできないと考えられるからです。

ただし、どうしても候補者がその公務員しか見当たらない場合、その候補者が所属している組織の任命権者が承諾すれば、兼職することが可能となります。

問2：非常勤の公務員（アルバイトも含む）についても同様か。

答：非常勤の公務員については、「雇用契約」等により職務専念義務が課せられている場合とそうでない場合とがあります。職務専念義務が課されている場合には、公務員にあてはまりますので問1と同様となります。

問3：議会の議員と民生委員・児童委員（主任児童委員）の兼職が望ましくないのはなぜか。

答：民生委員法第16条には「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない」との規定があり、議員活動と民生委員・児童委員（主任児童委員）活動との区別が事実上困難であると考えられることから、兼職は望ましくありません。

## 5. その他

問1：民生委員・児童委員の担当地区を変更する場合、どのような手続きが必要か。

答：特に手続きは不要です。校区内で話し合いの上、担当地区を変更していただき、担当課もしくは民児協事務局（窓口は社協・地域福祉課）までご報告いただければと存じます。なお、推薦調書と併せて配布している担当地区表に記入していただいても結構です。

問2：民生委員・児童委員として「適格要件」を満たさなければならない、とはどういうことか。

答：民生委員法第6条には、民生委員（児童委員も同様です）は「人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者」と記されており、その特性を記したものが『枚方市民生委員・児童委員推薦要領 2. 適格要件（1）民生委員・児童委員としての適格者』にある「適格要件」となります。

各適格要件については、候補者によって要件を満たす程度に差はあるかと思いますが、民生委員の推薦については、これらを兼ね備えていることを求められています。

なお、『枚方市民生委員・児童委員推薦要領 2. 適格要件（2）民生委員・児童委員としての不適格者』にある「不適格要件」につきましては、候補者ご本人に該当しないことを確認させていただく必要があることから、すべての候補者に「確認書」の提出を求めています。

問3：民生委員・児童委員（主任児童委員）になってから、もしも体調不良等の理由からしばらく民生委員の仕事を行うことが難しい旨の相談を受けた場合、どうしたらいいのか。

答：実際の活動については、しばらく休業した後に再開することも可能ですので、一度校区委員長にご相談いただくようお願いいたします。なお、話し合いの結果、やむを得ず辞職をされる場合は、辞職願の提出が必要になりますので、ご本人様もしくは校区委員長から担当課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

## 民生委員・児童委員及び主任児童委員の選任・活動の支援について

### 1. 地域での候補者推薦への支援

#### (1) 推薦関係者や候補者への出張説明の実施

推薦関係者や候補者への民生委員に関する説明にお困りの地域に対して、市職員等が出張説明を行います。個別のご相談も受け付けておりますので、健康福祉政策課までお問い合わせください。

##### ▼「出張説明」のチラシ

##### 〈出張説明の事例〉

- ・民生委員の担い手探しをする自治会長が新しくなったので、地域の集まりで民生委員の概要を説明してほしい。
- ・地域の推薦関係者を集めて、民生委員の推薦手続きの勉強会をしたいので、説明してほしい。
- ・地域で民生委員活動に興味がある方を見つけたので、民生委員活動の説明に同行してほしい。



出張説明を希望される場合は、Logo フォームからお申し込みください。

⇒<https://logoform.jp/form/H276/814083>

※予約状況によっては、ご希望の日時に伺えない場合がございますので、

出張説明をご希望される場合は、お早めにお申し込みくださいますようご協力をお願いします。



#### (2) 民生委員募集を呼びかける PR チラシの配布

日頃から地域の方に民生委員について知ってもらう機会を増やすために、地域で開催される会議やイベント等で配布いただける民生委員の活動 PR チラシをご用意しております。

また、自治会の回覧板に挟み込んでいただける、民生委員募集を呼びかけるチラシも作成しておりますので、チラシの配布を希望される場合は健康福祉政策課までお問い合わせください。

PR チラシの配布を希望される場合は、Logo フォームからお申し込みください。

⇒<https://logoform.jp/form/H276/814092>



※「民生委員・児童委員の活動 PR チラシ」の例は、裏面を参照ください。

▼「民生委員・児童委員の活動 PR チラシ」の例

民生委員・児童委員の活躍が注目されているから

## 探してください!

地域の身近な相談相手  
~民生委員・児童委員~

ありがうの言葉がうれしい!

人生を豊かにしてくれました.

関係機関との連携が広がった.

探してください!

地域の身近な相談相手  
~民生委員・児童委員~

向いている方

ご紹介いただくうえでの留意点

働きながら活動する方もたくさんいます!

制度について

守秘義務

もともと、人を笑顔に。  
もともと、自分も笑顔に。

民生委員として、  
ともに活動してみませんか?

地域を笑顔に、  
勇気をももう

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪府民生委員児童委員協議会連合会  
電話 (06) 6762-9486 FAX (06) 6762-9487

地域を見守るサポーター  
民生委員・児童委員  
犬募集!

民生委員・児童委員って?

「ありがとう」と言われるおしごとです

特別な技術や資格は必要ありません

市内で約500人が活躍中ですよ

活動に役立つ情報やスキルも学べます

お仕事・子育て・介護中でも大丈夫!  
関係機関が活動をサポートします

あなたを待っています

動画でも活動を紹介!  
枚方市YouTubeチャンネルでも配信!

お問い合わせ ○○○○協議会・○○○○自治会 (担当:○○)  
枚方市 健康福祉政策課  
072-841-1369 kenkousumu@city.hirakata.osaka.jp

みんなせい! TAKE FREE

みんなに民生委員・児童委員(みんなせいいいん・じどういいん)の  
ことをつたえるフリーペーパーです。

全国民生委員児童委員連合会

## 2. 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

### (1) 民生委員の声を聴く「民生委員座談会」の実施

日頃の民生委員活動の中で抱えている悩みや思いを話し合う「民生委員座談会」を定期的に開催しています。参加した方からは、「他校区の話聞いて勉強になった」「日頃抱えているモヤモヤした事を聞いてもらえた」等の嬉しいお声をいただいております。校区の垣根を超えた民生委員同士の交流を深める場にもなっています。

#### ▼「民生委員座談会」の様子



### (2) 民生委員専用サイト「民生委員なんでもサイト」の活用

民生委員座談会や全民生委員を対象としたアンケート調査で声があった、デジタル機器と紙媒体のハイブリッド化を実現するために、民生委員だけが閲覧・利用できる民生委員専用の Web サイト「民生委員なんでもサイト」を令和 6 年 9 月から運営しています。

「民生委員なんでもサイト」では、民生委員活動の年間スケジュールや、毎月開催される会議や研修の資料、民生委員活動に役立つ関係機関からの情報等を Web 上でいつでも閲覧することができ、働きながら活動する民生委員の負担軽減に役立っています。

今後「民生委員なんでもサイト」が活用されることによって、民生委員活動の ICT 化の底上げにつながり、更なる委員活動の効率化、負担軽減を図っていきます。

#### ▼「民生委員なんでもサイト」の画面



#### ▼「民生委員なんでもサイト」を利用する様子



## 枚方市民生委員・児童委員推薦要領

### 第1 目的

近年、我が国においては、社会経済状況の変化や少子高齢化の急速な進展、世帯構造の変化、ライフスタイルの多様化など、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく様変わりする中で、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域住民は孤立や孤独、医療や介護、子育て等への不安や負担を抱えるなど、多様な生活課題が顕在化している。

このような社会情勢の中、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う、最も身近な地域福祉の担い手である民生委員・児童委員に対する期待はますます大きくなっており、このような役割を十分に果たすことが求められている。

また、国においては、令和3年4月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応すべく、包括的な支援体制の構築や福祉サービスの提供体制の整備など、地域住民のほか地域の多様な主体が参画し、人や資源が世代・分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創っていく地域共生社会の実現をめざしている。

こうした状況を踏まえ、真に地域住民の期待に応え得る民生委員・児童委員の候補者を選任するため、「民生委員法」及び厚生労働省が定める「民生委員・児童委員選任要領」「主任児童委員選任要領」を踏まえ、本要領を定めるものとする。

### 第2 民生委員・児童委員の選任

#### 1 基本方針

- (1) 民生委員・児童委員の推薦は、民生委員・児童委員としての適任者を確保することを主眼として行われるものであることから、社会福祉に対する理解と熱意があることはもちろん、地域実情に通じ、民生委員・児童委員として積極的な活動が期待できる者を選出する。中でも、次に掲げる活動においては積極的な活動が期待できる者かどうかを十分検討する。

ア 低所得者の実態把握と援助活動（福祉票の整備状況、生活援助活動実施状況、生活福祉資金貸付制度に対する協力状況等）

イ 高齢者世帯、母子・父子世帯等の実態把握と援助活動

ウ 障害者世帯の実態把握と援助活動

エ 児童委員としての活動（児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会（虐待防止ネットワーク会議を含む。）への参画状況等）

- オ 各種報告の提出（民生委員・児童委員活動記録等）
- カ 枚方市民生委員児童委員協議会その他関係諸会合への出席
- キ 小地域見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力
- ク 福祉事務所、その他関係機関の業務に対する協力
- ケ 災害時等の要援護者援助活動
- コ 共同募金、歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力
- サ 地域福祉のネットワークづくりに対する参加協力
- シ ボランティア活動振興のための活動

- (2) 人権の尊重を基本としながら、社会福祉についての理解と関心を深めるとともに、住民参加による地域福祉の推進を図ること、また、福祉と保健・医療の連携を図ることが重要な課題となっているので、特に、これらの問題について十分な理解と関心を有し、かつ、積極的な活動ができる者を選任するよう努める。
- (3) 日頃から地域住民の相談・支援活動を行う民生委員・児童委員は、その活動の中で地域住民の個人情報に接することになることから、個人情報の取り扱いや、その保護に関し高い意識が求められる。これらを考慮し、人権感覚豊かな者の選任に特に留意する。

## 2 適格要件

民生委員・児童委員の適格要件については民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）第6条に規定されているが、法第1条、第2条、第11条、第14条、第15条及び第16条の規定の趣旨を考慮すると、概ね次のとおりである。

### (1) 民生委員・児童委員としての適格者

- ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意があり、責任感が強い者。
- イ 社会福祉及び民生委員・児童委員の仕事に十分な理解と熱意を有し、指導力及び実行力があり、長期間継続して積極的な活動が期待できる者。
- ウ 枚方市議会（以下「市議会」という。）の議員の選挙権をもち、担当予定地域に居住しており、その地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者。
- エ 児童委員として、児童福祉の増進に熱意があり、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
- オ 生活が安定しており、家族がいる場合は、家族の理解と協力が得られ、健康であって民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。

### (2) 民生委員・児童委員としての不適格者

- ア 市議会の議員の選挙権を有しない者。（法第6条）

- イ 民生委員・児童委員としてふさわしくない非行のあった者。(法第11条第1項第3号)
- ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者。又は、その恐れのある者。(法第16条)
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は枚方市暴力団排除条例(平成24年枚方市条例第45号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

### 3 年齢

今日の地域及び地域住民を取り巻く社会情勢が推移する中であって、民生委員・児童委員が地域住民の信頼を得、その期待に応えるためには、住民生活の実態に即応した柔軟な対応、機敏な行動力に加えて新しい時代感覚等が強く望まれていることから、選出に当たってはできる限り若がえりに努めるとともに、次の点に留意する。

- (1) 選任に当たっては、75歳未満の者であること。

ただし、例外として次のいずれにも該当する場合に限り、現職民生委員に限り一期(3年)のみ75歳以上の者を再任することができる。なお、将来にわたって積極的な活動が行えるとともに、児童・子育ての問題についても、より積極的な活動が図られるようできる限り若返りに努めるとともに、例外については厳格な運用とする。

- ① 推薦するにあたって75歳未満の適任者がいない
- ② 本人の同意、意欲があり、かつ体力に不安がない
- ③ 推薦会等からの積極的な推薦がある
- ④ 枚方市民生委員児童委員協議会の役員に就任しない

- (2) 年齢要件の計算時点は委嘱予定年月日現在とし、計算方法は、年齢計算ニ関スル法律(明治35年法第50号)の規定による。

### 4 留意事項

- (1) 民生委員・児童委員の選任は、真の適格者を求めることを主眼とすべきものであって、地域団体等の役員の機械的交替や割振りであってはならない。また、適格な候補者が定数まで得られない場合でも、政治的その他の理由で便宜的に選任しない。
- (2) 議会の議員は、政治活動の面で種々誤解を招きやすいので原則として避ける。
- (3) 公務員は原則として避ける。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合には、民生委員・児童委員活動に支障がない者を選任するものとする。なお、この場合においては任命権者の「承諾書」(様式第4号)を提出する。
- (4) 民生委員・児童委員は、その従事している職業は問わないが、特に社会福祉の推進

にふさわしくないとと思われる者は原則として避ける。

- (5) 職業その他従事している事業が多忙である者、留守がちな者は原則として避ける。
- (6) 傷病のため民生委員・児童委員として職務を遂行することが困難な者は避ける。
- (7) 枚方市民生委員児童委員協議会の適切な組織運営を確保するため、民生委員・児童委員の男女比は、極端にかたよることのないよう努める。また、年齢構成にも配慮し、選任する。
- (8) 元民生委員・児童委員であった者の選任に当たっては、前任期の解嘱理由が解消していることを確認する。
- (9) 地区住人に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努める。

### 第3 民生委員推薦会

#### 1 組織

枚方市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）委員の構成は、枚方市民生委員法施行細則（以下「細則」）によるものとする。

#### 2 運営

- (1) 推薦会は、地域団体又は職域団体等によってその意志決定に影響を与えられるべきではなく、あくまで自主的に運営するものとする。
- (2) 推薦会は、これを常設の機関とし、民生委員・児童委員に欠員を生じたときは、逐次開催し、長期間にわたり欠員の状態とならないよう留意する。
- (3) 推薦会の招集は、委員長が行うが、委嘱後の第1回の招集は、委員長が選任されていないので、便宜上市長が行うものとする。
- (4) 推薦会の開催に当たっては、民生委員・児童委員の適格要件及び選任に当たっての留意事項等を明示し、かつ、適格性を審査するに足る資料を提示して審査を求めるものとする。
- (5) 推薦会の開会は、推薦会委員の半数以上の出席を必要とし、議事は、出席委員の過半数で決定する。可否が同数であるときは、委員長（議長）がこれを決する。
- (6) 会議は必ず非公開とし、推薦会委員、幹事及び書記は議事に関して秘密を守らなければならない。
- (7) 推薦会の会議の状況について、次の事項等を詳細に記録した議事録を保存する。
  - ア 開催日時及び時間
  - イ 出席委員・幹事及び書記氏名
  - ウ 議事審議状況
  - エ 表決又は裁決状況

### 3 留意事項

- (1) 推薦会委員は、枚方市の地域実情に通ずる者とする。
- (2) 推薦会の構成は、細則第3条の規定によって、その選出範囲と定数が定められているが、議会の解散中には、議員たる委員を委嘱するのは、不可能であり、この場合には、細則第3条第1項第6号の議員がいなくても推薦会の推薦等は有効とする。
- (3) 推薦会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう努めるものとする。
- (4) 推薦会の幹事及び書記は、枚方市民生委員関係部課職員を委嘱すること。
- (5) 推薦会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、これを解嘱する。
- (6) 推薦会委員に対して、民生委員・児童委員の職務内容、民生委員・児童委員の推選の趣旨、推薦会の職責及びその運営方法等について具体的に説明を行う。
- (7) 推薦会が、推薦会委員を民生委員・児童委員に推薦することは避けるものとする。ただし、民生委員・児童委員の資格で推薦会委員になっている者が、推薦時において民生委員・児童委員に推薦されることは立法の趣旨よりみて差し支えない。
- (8) 推薦会委員の任期は3年で、その起点は、改選年次の10月1日とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### 4 枚方市民生委員校区推薦会

地域の実情に精通し、自主的・主体的に運営や問題解決を行い、「地域の窓口」として位置づけられている各校区コミュニティ協議会ごとに「枚方市民生委員校区推薦会」（以下「校区推薦会」という。）を設置し、候補者の選出を行うものとする。

なお、候補者の選出が限られた者の意見に左右されることのないよう、校区推薦会の組織及び運営等については別途、定めるものとする。

## 第4 民生委員・児童委員の推薦

### 1 推薦手続

#### (1) 推薦候補者の数

推薦会は、枚方市が定めた民生委員・児童委員の定数の範囲内で候補者を推薦するものとする。

#### (2) 推薦書等の様式及び推薦方法

校区推薦会は、民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者について、枚方市民生委員校区推薦会校区推薦員名簿（様式第1号）、民生委員・児童委員候補者推薦調書（様式第2号）、主任児童委員候補者推薦調書（様式第3号）により、推薦会に報告するものとする。推薦会から推薦された民生委員・児童委員候補者については、枚方市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「審議会」という。）の意見を聴いたうえ、

市長が厚生労働大臣（以下「大臣」という。）に推薦する。

## 2 再推薦

市長は、推薦会から推薦された民生委員・児童委員候補者について、民生委員・児童委員として適当でないとしたときは、審議会の意見を聴いたうえで、推薦会に対して再推薦を求めることがある。推薦会は再推薦を求められた場合は、再度適格者を人選のうえ推薦しなければならない。

## 3 審査

審議会は、推薦会から推薦された民生委員・児童委員候補者について、市長の諮問により「第2 民生委員・児童委員の選任」に掲げる事項について書面又は実地調査等により審査を行い、必要あるときは、推薦会の委員長若しくは関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

## 第5 民生委員・児童委員の委嘱

### 1 委嘱通知

法第5条の規定により、市長の推薦した候補者が、大臣により委嘱が決定された場合、市長は推薦会委員長及び該当民生委員・児童委員にその旨を通知するものとする。

### 2 委嘱状の伝達及び交付

大臣及び市長の委嘱状の伝達及び交付は、当該民生委員・児童委員の参集を求め、市長が行うものとする。

### 3 その他

市長は、民生委員・児童委員が委嘱されたときは、適切な方法により、地域住民に周知を図るものとする。

## 第6 民生委員・児童委員の解嘱

### 1 手続き

任期中において、市長が大臣に民生委員・児童委員の解嘱を具申する手続き及び死亡の報告については次のとおりとする。

- (1) 民生委員・児童委員が辞職を申し出たときは、本人の辞職願（様式第5号）を添付して民生委員・児童委員解嘱具申書を大臣に提出する。
- (2) 民生委員・児童委員が死亡した場合は死亡届を大臣に提出する。

## 2 解嘱状の伝達

大臣により解嘱が決定された場合、市長は解嘱状を伝達する。

## 第7 主任児童委員の選任

### 1 適格要件

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員として委嘱されることから、選任に当たっては、「第2 民生委員・児童委員の選任」によるほか、次の事項に十分留意のうえ、主任児童委員としての適任者を選任するものとする。

- (1) 児童委員と一体となった活動の展開を図ることから、社会福祉、特に児童福祉及び主任児童委員の職務について、十分な理解と熱意を有するとともに、地域の実情に通じ、次に例示するような専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選任する。

ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員、若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験のある者

イ 学校等の教員の経験を有する者

ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者

エ 子ども会活動、青少年（育成）指導員活動、少年スポーツ活動、少年補導員活動、PTA活動、校区福祉委員会等で児童福祉に関する活動、その他の児童健全育成活動の実績を有する者

- (2) 原則として65歳未満の者を選任するものとする。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なことから、本要領「第2 民生委員・児童委員の選任 3 年齢」の規定に留意し、主任児童委員にふさわしい者の選任に努める。

## 2 年齢

- (1) 原則として65歳未満の者を選任する。

ただし、例外として、本要領「第2 民生委員・児童委員の選任 3 年齢」の規定に留意し、75歳未満の者を選任することができる。なお、例外については厳格な運用とする。

## 3 留意事項

- (1) 主任児童委員は、子ども家庭センター等の児童福祉関係機関と児童委員との連絡・調整や児童委員活動に対する援助・協力業務など、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉分野を中心に活動し、子育て家庭や児童の身近な存在であることが求

- められていることから、多様な家庭状況の理解のもとに、柔軟な対応や機敏な行動力に加えて新しい時代感覚を有し、活発な活動が期待できる若年層委員の選任に努める。
- (2) 地域における児童健全育成活動や母子保健活動の推進など、これらの問題に理解と関心を有する女性の積極的な選任に努める。
- (3) 「1 主任児童委員の選任について」の(1)ア～エに例示する者のほか、児童の健全育成に関する専門的知識を習得し、地域において積極的に活動している者の選任についても配慮する。
- (4) 「1 主任児童委員の選任について」の(1)ア～エに例示する者においても、現職の教員等公務員は、原則として避ける。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合は、主任児童委員活動に支障がない者を選任する。なお、この場合においては、任命権者の承諾書(様式第4号)を提出する。

#### 4 主任児童委員の推薦手続について

##### (1) 推薦候補者の数

推薦会は、市で定めた主任児童委員の定数の範囲内で候補者を推薦する。

##### (2) 推薦方法

推薦会から推薦された主任児童委員候補者については、審議会の意見を聴いたうえ、市長が大臣に推薦する。

再推薦及び審査、並びに委嘱にかかる手続きは、民生委員・児童委員と同様である。

##### (3) 指名及び指名の解除

主任児童委員に欠員が生じた場合、区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に、また、区域担当の民生委員・児童委員に欠員が生じた場合、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員に委嘱換えすることができる。この場合、民生委員・児童委員を解嘱することなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとし、推薦会からの推薦がなくても差し支えない。

なお、区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に委嘱換えする場合は、主任児童委員の選任基準に適合する者を選任する。

また、委嘱換えに伴い、区域担当の民生委員もしくは主任児童委員が欠員の状態とならないよう留意する。

## 「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」新旧対照表

【改正部分のみ抜粋】

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第2 民生委員・児童委員の選任</p> <p>3 年齢</p> <p>（1）選任に当たっては、75歳未満の者であること。</p> <p>ただし、例外として次のいずれにも該当する場合に限り、現職民生委員に限り一期（3年）のみ75歳以上の者を再任することができる。なお、将来にわたって積極的な活動が行えるとともに、児童・子育ての問題についても、より積極的な活動が図られるようできる限り若返りに努めるとともに、例外については厳格な運用とする。</p> <p>① 推薦するにあたって75歳未満の適任者がいない</p> <p>② 本人の同意、意欲があり、かつ体力に不安がない</p> <p>③ 推薦会等からの積極的な推薦がある</p> <p>④ 枚方市民生委員児童委員協議会の役員に就任しない</p> <p>4 留意事項</p> <p>（3）公務員は原則として避ける。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合には、民生委員・児童委員活動に支障がない者を選任するものとする。なお、この場合においては任命権者の「承諾書」（様式第4号）<u>を提出する。</u></p>	<p>第2 民生委員・児童委員の選任</p> <p>3 年齢</p> <p>（1）選任に当たっては、75歳未満の者であること。</p> <p>ただし、例外として次のいずれにも該当する場合に限り、現職民生委員に限り一期（3年）のみ75歳以上の者を再任することができる。なお、将来にわたって積極的な活動が行えるとともに、児童・子育ての問題についても、より積極的な活動が図られるようできる限り若返りに努めるとともに、例外については厳格な運用とする<u>こととし、理由書を提出する。</u></p> <p>① 推薦するにあたって75歳未満の適任者がいない</p> <p>② 本人の同意、意欲があり、かつ体力に不安がない</p> <p>③ 推薦会等からの積極的な推薦がある</p> <p>④ 枚方市民生委員児童委員協議会の役員に就任しない</p> <p>4 留意事項</p> <p>（3）公務員は原則として避ける。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合には、民生委員・児童委員活動に支障がない者を選任するものとする。なお、この場合においては任命権者の「承諾書」（様式第4号）<u>及び理由書を提出する。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第7 主任児童委員の選任</p> <p>2 年齢</p> <p>（1）原則として<u>6.5</u>歳未満の者を選任する。</p> <p>ただし、例外として、本要領「第2 民生委員・児童委員の選任 3 年齢」の規定に留意し、7.5歳未満の者を選任することができる。なお、例外については厳格な運用とする。<u>。</u></p> <p>2 留意事項</p> <p>（4）「1 主任児童委員の選任について」の（1）ア～エに例示する者においても、現職の教員等公務員は、原則として避ける。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合は、主任児童委員活動に支障がない者を選任する。なお、この場合においては、任命権者の承諾書（様式第4号）を提出する。<u>。</u></p>	<p>第7 主任児童委員の選任</p> <p>2 年齢</p> <p>（1）原則として<u>5.5</u>歳未満の者を選任する。</p> <p>ただし、例外として、本要領「第2 民生委員・児童委員の選任 3 年齢」の規定に留意し、7.5歳未満の者を選任することができる。なお、例外については厳格な運用とする<u>こととし、理由書を提出する。</u></p> <p>2 留意事項</p> <p>（4）「1 主任児童委員の選任について」の（1）ア～エに例示する者においても、現職の教員等公務員は、原則として避ける。ただし、地域の事情等によりやむを得ない場合は、主任児童委員活動に支障がない者を選任する。なお、この場合においては、任命権者の承諾書（様式第4号）<u>及び理由書を提出する。</u></p>

## 枚方市民生委員校区推薦会設置要項

### 1. 目的

この要項は、枚方市民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者(以下「候補者」という。)の推薦を円滑に進めるため、枚方市民生委員校区推薦会(以下「校区推薦会」という。)を設置し、適格な候補者を選任することを目的とする。

### 2. 設置区域

市内の44の小学校区ごとに、校区推薦会を設置する。

### 3. 構成

- (1) 校区推薦会は、校区推薦員5人以上で構成する。
- (2) 校区推薦員は、校区コミュニティ協議会の構成員(自治会、町内会等の住民組織及び校区福祉委員会等の福祉組織やPTA等の青少年の育成組織等目的別に組織された各種団体)から選出する。
- (3) 現職の民生委員・児童委員及び主任児童委員が、校区コミュニティ協議会の構成員を兼任している場合は、校区推薦員になることができるが、議事が委員の一身上にわたるときは、当該委員は退席するものとする。

### 4. 任務

- (1) 校区推薦会は、枚方市民生委員推薦会が選任を依頼した人数の候補者を、校区住民の中から選出し、その結果を枚方市民生委員推薦会に対して報告する。
- (2) 前項の報告は、次の書類をもって行う。
  - ア. 枚方市民生委員校区推薦会校区推薦員名簿(様式第1号)
  - イ. 民生委員・児童委員候補者推薦調書(様式第2号)
  - ウ. 主任児童委員候補者推薦調書(様式第3号)
- (3) 校区推薦員は、候補者推薦に当たっては、「枚方市民生委員・児童委員推薦要領」に規定する民生委員・児童委員及び主任児童委員の適格要件を基に選任に当たること。

### 5. 運営

- (1) 校区推薦会に代表者を置き、校区推薦員のうち互選により校区推薦会代表者を決定する。
- (2) 校区推薦会の会議は非公開とし、校区推薦員は議事に関して秘密を守らなければならない。

(3) 校区推薦会は、枚方市民生委員児童委員協議会校区委員長に対し、民生委員・児童委員活動についての助言を得るため、相談役として会議への出席を求めるものとする。

## 6. 留意事項

(1) 校区推薦会は、地域団体又は職域団体等によってその意思決定に影響を与えられるものでなく、あくまで自主的かつ公正な運営に努めること。

(2) 枚方市民生委員推薦会委員及び枚方市民生委員審査専門分科会委員が、校区推薦員になることは、会の設置趣旨にかんがみ避けること。

(3) 枚方市民生委員推薦会委員長は、校区推薦員がその職務上の地位を政党又は政治目的のために利用した場合は、これを解任できる。

(4) その他この要項に定めのない事項については、別に定める。

## 附 則

この要項は、令和6年4月16日から施行する。

## 関係法令抜粋（様式第2号、3号、確認書関係）

### 民生委員・児童委員選任要領（厚生労働省策定）

#### 第2 民生委員・児童委員の適格要件

（～中略）現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- （1） 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- （2） その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- （3） 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- （4） 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- （5） 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

### 主任児童委員選任要領（厚生労働省策定）

#### 2 推薦の基準

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。
  - ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
  - ② 学校等の教員の経験を有する者
  - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
  - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、PTA活動等の活動実績を有する者

### 枚方市民生委員・児童委員推薦要領

#### 第2 民生委員・児童委員の選任

##### 2 適格要件

- （1） 民生委員・児童委員としての適格者
  - ア 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意があり、責任感が強い者。
  - イ 社会福祉及び民生委員・児童委員の仕事に十分な理解と熱意を有し、指導力及び実行力があり、長期間継続して積極的な活動が期待できる者。

- ウ 枚方市議会（以下「市議会」という。）の議員の選挙権をもち、担当予定地域に居住しており、その地域の実情に精通し、かつ地域住民の信望があり、住民が気軽に相談に行ける者。
  - エ 児童委員として、児童福祉の増進に熱意があり、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また、児童から親しみをもたれる者。
  - オ 生活が安定しており、家族がいる場合は、家族の理解と協力が得られ、健康であって民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者。
- (2) 民生委員・児童委員としての不適格者
- ア 市議会の議員の選挙権を有しない者。（法第6条）
  - イ 民生委員・児童委員としてふさわしくない非行のあった者。（法第11条第1項第3号）
  - ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政党又は政治的目的のために利用した者。又は、その恐れのある者。（法第16条）
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

## 第7 主任児童委員の選任

### 1 適格要件

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員・児童委員として委嘱されることから、選任に当たっては、「第2 民生委員・児童委員の選任」によるほか、次の事項に十分留意のうえ、主任児童委員としての適任者を選任するものとする。

(1) 児童委員と一体となった活動の展開を図ることから、社会福祉、特に児童福祉及び主任児童委員の職務について、十分な理解と熱意を有するとともに、地域の実情に通じ、次に例示するような専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選任する。

- ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員、若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験のある者
- イ 学校等の教員の経験を有する者
- ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- エ 子ども会活動、青少年（育成）指導員活動、少年スポーツ活動、少年補導員活動、PTA活動、校区福祉委員会等で児童福祉に関する活動、その他の児童健全育成活動の実績を有する者

## 枚方市暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち市が発注するものをいう。
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる市の不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

## 枚方市暴力団排除条例施行規則

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (5) 事業者で、次に掲げる者(イに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- イ 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
  - ロ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
  - ハ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - ニ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者